通達甲(副監. 警. 給. 給3)第10号 平成8年7月3日

部長、参事官 各 所属長

副総監

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の 運用について

[沿革] 平成 18 年 12 月 通達甲(副監. 警. 給. 給 3) 第 25 号 29 年 10 月 同(副監. 刑. 総. 指 1) 第 17 号 令和 5 年 7 月 同(副監. 警. 人 1. 庶) 第 26 号改正

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和27年東京都条例第135号。以下「条例」という。)及び警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号。以下「規則」という。)については、平成8年7月3日から次により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等 の運用について(昭和58年1月11日通達甲(警. 給. 給3)第1号)は、廃 止する。

記

第1 制定の趣旨

条例及び規則の統一的な解釈を定め、警視庁の警察官の職務に協力援助 した者(以下「協力援助者」という。)の災害給付に関する事務の適正か つ迅速な運用を図ろうとするものである。

第2 取扱責任者の指定及び任務

1 取扱責任者の指定

取扱所属長は、次に掲げる者を取扱責任者に指定するものとする。

- (1) 警察署 警務課長又は警務課課長代理(島部警察署にあっては次長)
- (2) 警察署以外の所属 庶務を担当する係長又はこれに相当する職に ある者

2 取扱責任者の任務

取扱責任者は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 協力援助者、その遺族等に適切な助言指導を行い、給付手続の促進を図ること。
- (2) 協力援助者、医療機関等と緊密な連絡を行って療養状況を把握し、適正な処遇を図ること。

第3 条例及び規則の解釈

- 1 認定基準(条例第1条、第3条関係)
 - (1) 「職務によらない」とは、業務上の義務がないことをいう。
 - (2) 「協力援助した者」には、警察官が口頭等による明示の協力要請を行ういとまがなく、当然に協力要請を行うと思われる緊迫した状況において、明示の協力要請を受けずに協力援助した者が含まれる。
 - (3) 「そのため災害を受けたとき」には、協力援助と相当の因果関係 がある災害が発生した場合が含まれる。
 - (4) 「人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪」とは、例示の 殺人、傷害、強盗及び窃盗のほか、不同意性交等、器物損壊、暴行 等の人の生命、身体又は財産に直接危害が及ぶ一連の犯罪をいう。
 - (5) 「その他法令に基づき当該犯罪の捜査に当たるべき者」とは、検察官、検察事務官及び特別司法警察職員をいう。
 - (6) 「自ら当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たつた者」には、他人から勧められ逮捕又は救助に当たった者及び被害者から求められ逮捕又は救助に当たった者が含まれる。
 - (7) 「被害者の救助」には、正当防衛の範囲内で行われた犯行阻止及 び被害品の回復が含まれる。

- (8) 「政令第2条に規定する者」のうち、「その他被害者の当該被害 の発生につき責に任ずべき者」とは、犯罪を誘発する程度には至ら ないが、犯罪の発生につき責任を有する者及び通常の注意力をもってすれば被害の発生を未然に防止することができたにもかかわらず、これを故意に怠った者をいう。
- (9) 「水難」とは、川、湖、海等におけるでき水事故、水害に起因するもの、海上における船舶、航空機等の遭難事故等をいう。
- (10) 「その他の変事」とは、危険物の爆発、工作物の倒壊、がけ崩れ、火災、高圧電流による感電事故、狂犬等の動物による事故等の 突発的に発生した異常な出来事をいう。
- (11) 「法令の規定に基づいて救助に当たつた者」とは、業務上の義務としてではなく、消防法(昭和23年法律第186号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等の規定に基づく消火、人命救助等に当たる義務がある者及び消火、人命救助等に協力する義務がある者をいう。

2 給付基礎額(条例第5条関係)

- (1) 「通常得ている収入の日額」とは、災害が発生した日の属する月前3か月の収入総額を当該3か月の暦日数で除した額をいう。
- (2) 「同項ただし書に定める額を超えない範囲内においてこれを増額した額」とは、収入の日額が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条第2項ただし書に定める額以下であるときは収入の日額をいい、収入の日額が同項ただし書に定める額を超えるときは同項ただし書に定める額をいう。
- (3) 「重度心身障害者」とは、障害の程度が規則別表第2に定める7 級以上の障害等級の障害に該当する者及び軽易な労務以外の労務に 服することができない程度の障害がある者をいう。

3 介護給付(条例第7条の2関係)

- (1) 「病院又は診療所」には、老人保健法(昭和57年法律第80号) 第6条第4項に規定する老人保健施設が含まれる。
- (2) 「介護に要する費用」とは、介護人の賃金、交通費その他の介護 人を雇用するのに要する費用のうち、社会通念上妥当であると認め られる範囲内のものをいい、介護用品の購入に要する費用及び借用 に要する費用は含まれない。

- (3) 「新たに介護給付の給付の事由が生じた月」には、病院又は診療 所から退院した月及び施設から退所した月は含まれない。
- (4) 「これに準ずる者」には、介護に対する報酬を受けずに当該介護を行った友人、隣人等は含まれるが、地方公共団体等から介護を行うために派遣された者は含まれない。
- 4 療養給付請求書の添付書類(規則第9条関係)

「移送費の領収書を得られない場合」とは、電車、バス等の公共の交通機関を利用する場合で、当該交通機関が領収書を発行しないときをいう。

- 5 介護給付請求書の添付書類(規則第 10 条の 2 関係)
 - (1) 「医師等の証明書」とは、医師又は歯科医師の診断書、意見書等をいう。
 - (2) 「介護を受けたことを示す書類」とは、介護を行った親族等からの申立書等をいう。
- 6 遺族給付一時金請求書の添付書類(規則第11条関係)
 - (1) 「その事実を認めることのできる書類」とは、住民票、協力援助者の家族等からの申立書等をいう。
 - (2) 「先順位者のないことを証明することのできる書類」とは、戸籍 謄本等をいう。
 - (3) 「その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類」とは、住民票、請求者からの申立書、協力援助者の死亡当時の給与明細書、送金事実の分かる預金通帳等をいう。
 - (4) 「その事実を証明することのできる書類」とは、遺言書、予告を 受けた者からの申立書等をいう。
- 7 未支給の給付請求書の添付書類(規則第14条関係)
 - (1) 「その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類」とは、住民票、請求者からの申立書、受給権者の死亡当時の給与明細書、送金事実の分かる預金通帳等をいう。
 - (2) 「その事実を認めることのできる書類」とは、住民票、受給権者 の家族等からの申立書等をいう。
 - (3) 「先順位者のないことを証明することのできる書類」とは、戸籍 謄本等をいう。
- 8 遺族給付年金請求書の添付書類(規則第16条第4項関係)

- (1) 「その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類」とは、住民票、請求者からの申立書、協力援助者の死亡当時の給与明細書、送金事実の分かる預金通帳等をいう。
- (2) 「その事実を認めることのできる書類」とは、規則第 16 条第 4 項第 6 号においては住民票、協力援助者の家族等からの申立書等をいい、同項第 7 号においては住民票、請求者からの申立書、協力援助者の死亡当時の給与明細書、送金事実の分かる預金通帳等をいう。
- 9 障害給付年金差額一時金請求書の添付書類(規則第 21 条第 2 項関 係)
 - (1) 「その者と生計を同じくしていたことを証明する書類」とは、住 民票、請求者からの申立書、協力援助者の給付事由発生当時の給与 明細書、送金事実の分かる預金通帳等をいう。
 - (2) 「その事実を認めることができる書類」とは、住民票、協力援助者の家族等からの申立書等をいう。
 - (3) 「これを証明することのできる書類」とは、遺言書、予告を受けた者からの申立書等をいう。

第4 運用上の留意事項

1 給付金の支給

給付金の支給は、現金とする。ただし、請求者から申出があった場合は、口座振替又は送金の方法により支給することができる。

2 時効の起算日

給付を受ける権利の時効の起算日は、次に掲げる日とする。

- (1) 療養給付 負傷又は疾病が治った日の翌日
- (2) 傷病給付 療養の開始後1年6月を経過した日以後において規則 別表第1に定める傷病等級に該当した日の翌日
- (3) 障害給付 負傷又は疾病が治った日の翌日
- (4) 介護給付 給付の事由が生じた日の属する翌月の初日
- (5) 遺族給付 協力援助者が死亡した日の翌日
- (6) 葬祭給付 協力援助者が死亡した日の翌日
- (7) 休業給付 業務に従事することができるようになった日の翌日